

参考資料 1

年金記録訂正請求の受付・処理状況等

訂正請求の受付・処理件数(関東信越)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	3,827	424	29	4,280	2,553	301	23	2,877	1,881	136	17	2,034
処 理 件 数	2,799	360	24	3,183	2,561	236	20	2,817	2,036	143	11	2,190
関東信越厚生局で 処理	896	352	24	1,272	953	226	20	1,199	655	142	10	807
訂正決定	526	66	2	594	662	28	1	691	482	23	1	506
不訂正決定	369	284	22	675	290	198	19	507	173	119	9	301
請求却下	1	2	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	1,903	8	0	1,911	1,608	10	0	1,618	1,381	1	1	1,383
訂正請求の取下げ等	203	34	4	241	215	27	2	244	114	9	0	123

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

訂正請求の受付・処理件数(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	923	126	8	1,057	920	85	3	1,008	360	39	5	404

処 理 件 数	725	118	7	850	727	65	1	793	464	31	3	498
関東信越厚生局で 処理	269	115	7	391	275	61	1	337	229	31	3	263
訂正決定	156	19	1	176	186	10	0	196	174	5	1	180
不訂正決定	113	96	6	215	89	51	1	141	55	26	2	83
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	456	3	0	459	452	4	0	456	235	0	0	235
訂正請求の取下げ等	63	9	3	75	76	4	0	80	47	3	0	50

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

訂正請求の受付・処理件数(千葉)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	386	65	4	455	270	52	5	327	181	18	3	202
処 理 件 数	306	57	3	366	227	34	5	266	199	25	3	227
関東信越厚生局で 処理	138	56	3	197	115	32	5	152	66	25	2	93
訂正決定	90	11	1	102	69	4	0	73	48	3	0	51
不訂正決定	48	44	2	94	45	28	5	78	18	22	2	42
請求却下	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	168	1	0	169	112	2	0	114	133	0	1	134
訂正請求の取下げ等	45	9	0	54	24	3	0	27	13	1	0	14

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

訂正請求の受付・処理件数(東京)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	1,919	148	9	2,076	1,013	114	10	1,137	1,156	54	7	1,217
処 理 件 数	1,333	113	8	1,454	1,242	96	9	1,347	1,155	57	3	1,215
関東信越厚生局で 処理	305	110	8	423	395	94	9	498	244	56	3	303
訂正決定	183	25	0	208	296	9	0	305	184	7	0	191
不訂正決定	122	85	8	215	99	85	9	193	60	49	3	112
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	1,028	3	0	1,031	847	2	0	849	911	1	0	912
訂正請求の取下げ等	60	13	0	73	84	16	2	102	36	4	0	40

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

訂正請求の受付・処理件数(神奈川)

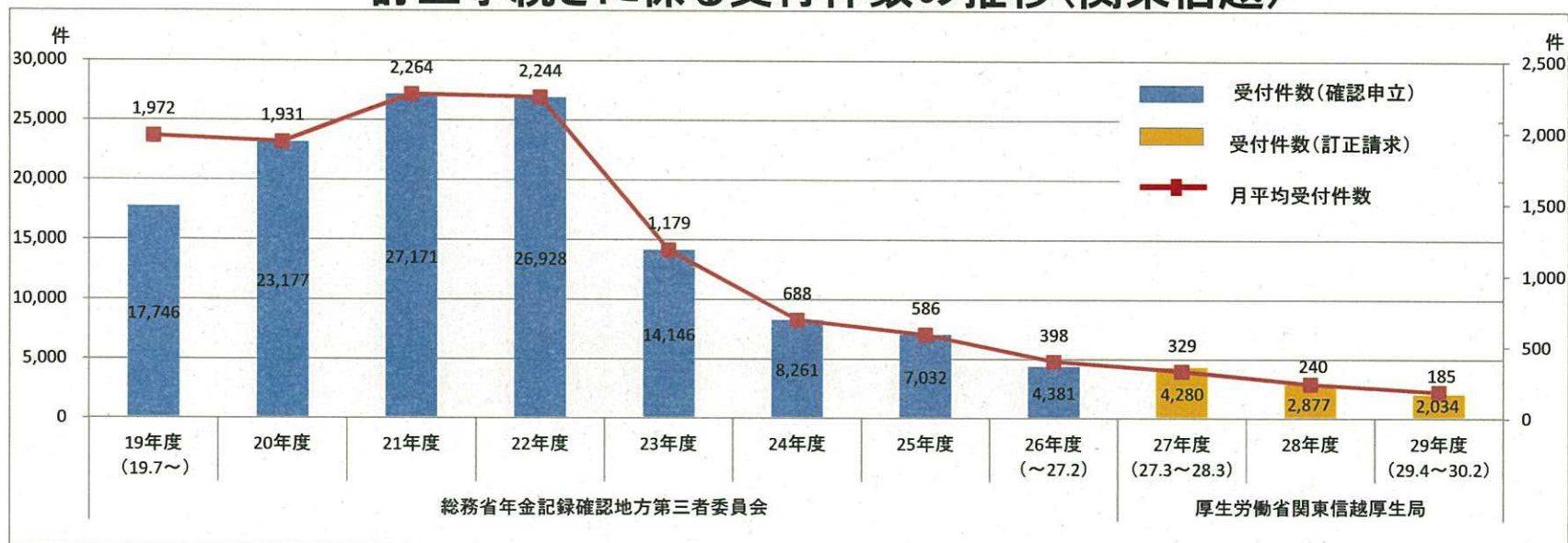
(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	599	85	8	692	350	50	5	405	184	25	2	211
処 理 件 数	435	72	6	513	365	41	5	411	218	30	2	250
関東信越厚生局で 処理	184	71	6	261	168	39	5	212	116	30	2	148
訂正決定	97	11	0	108	111	5	1	117	76	8	0	84
不訂正決定	86	59	6	151	57	34	4	95	40	22	2	64
請求却下	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	251	1	0	252	197	2	0	199	102	0	0	102
訂正請求の取下げ等	35	3	1	39	31	4	0	35	18	1	0	19

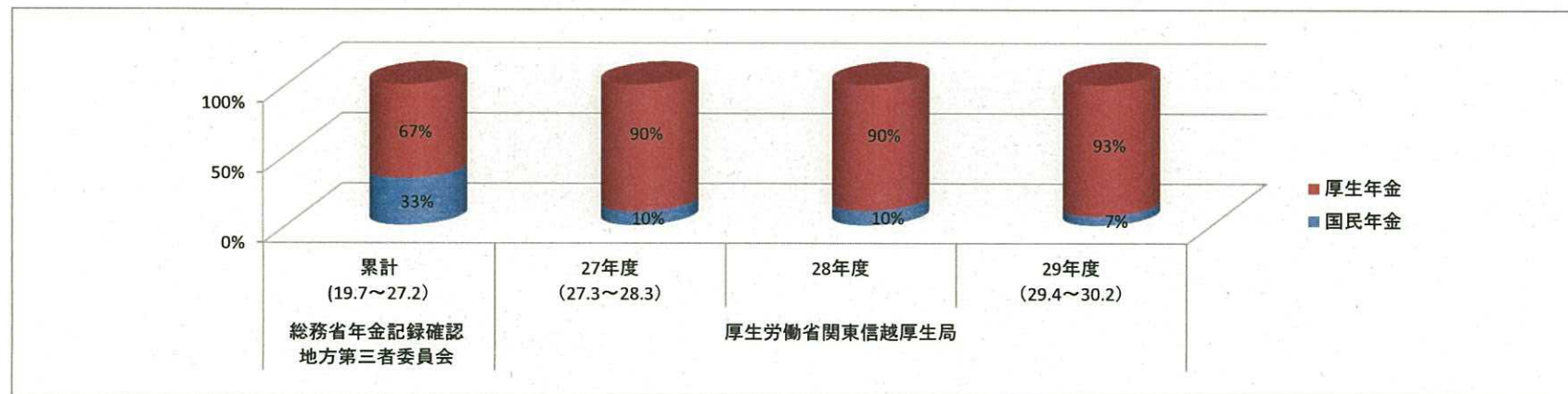
※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

訂正手続きに係る受付件数の推移(関東信越)



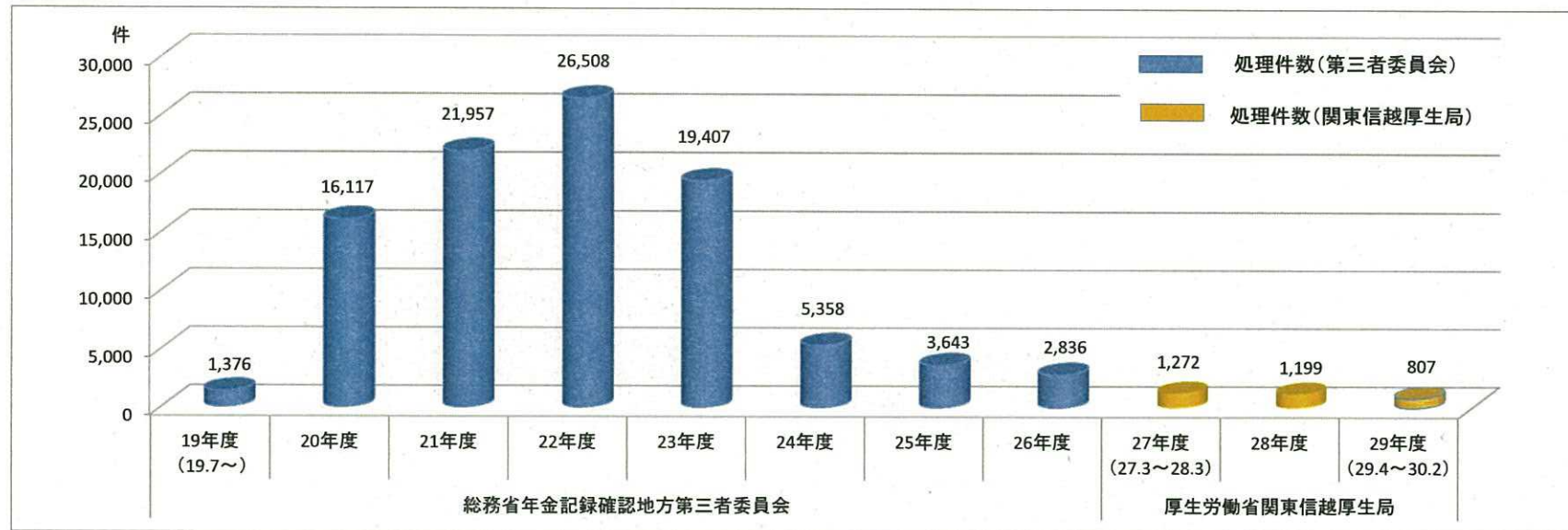
制度別の受付割合(関東信越)



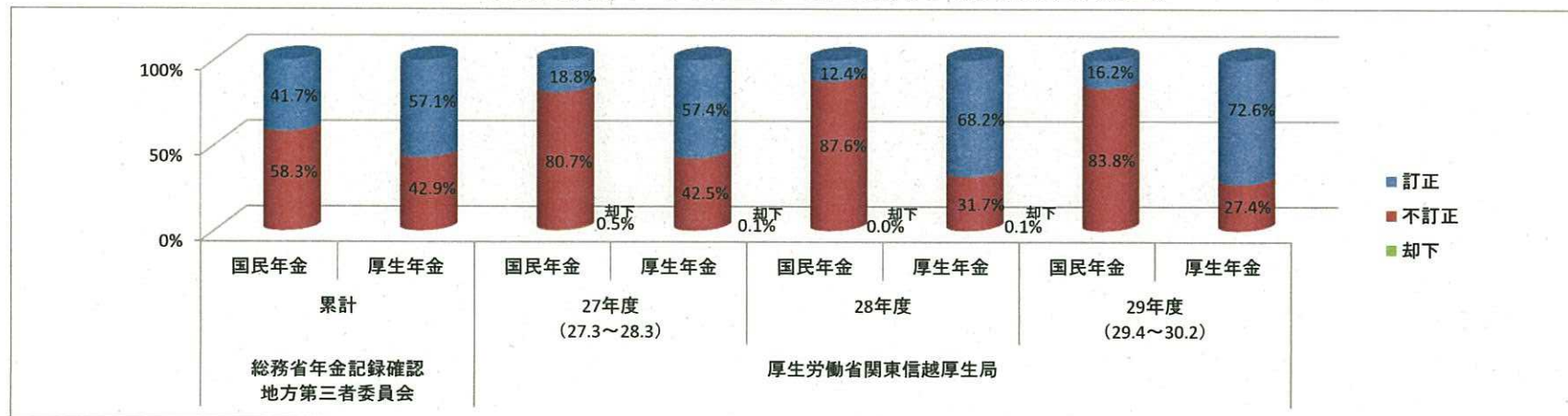
※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 管内の年金事務所が訂正請求書(確認申立書)を受理した件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(関東信越)



制度別の処理事案割合(関東信越)

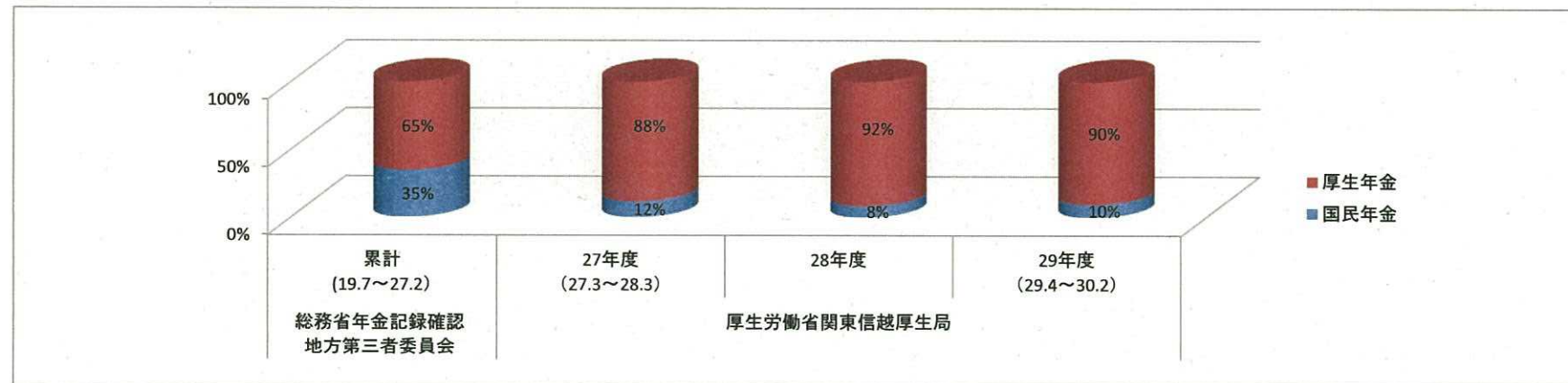


※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る受付件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



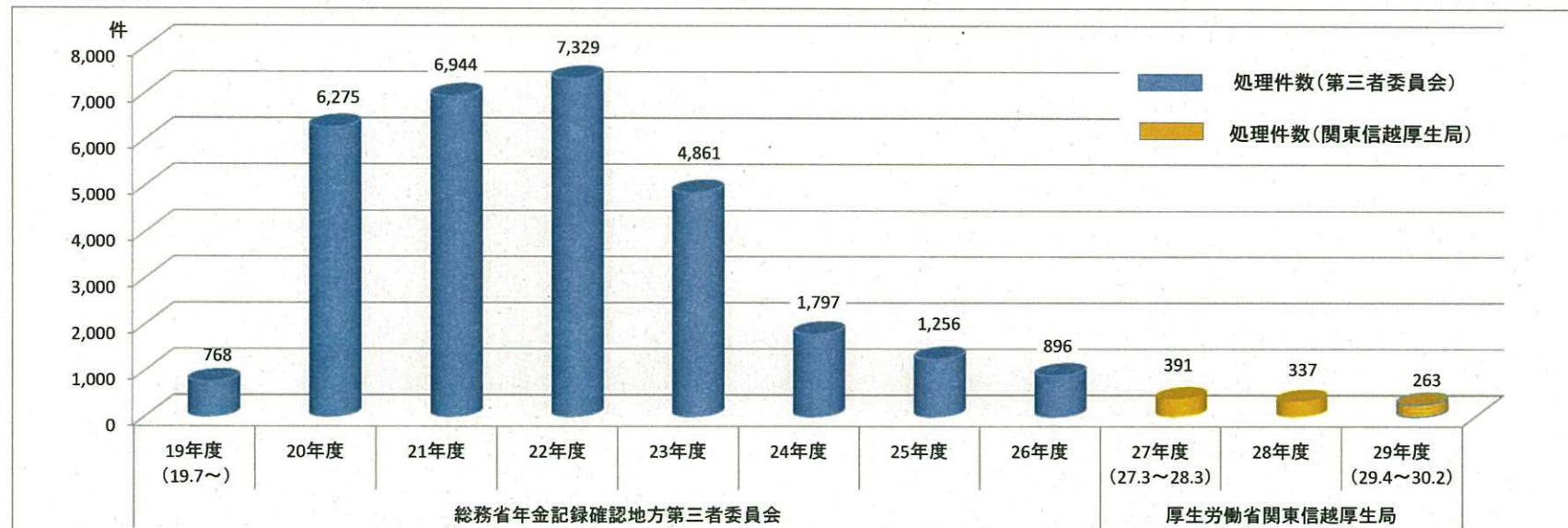
制度別の受付割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



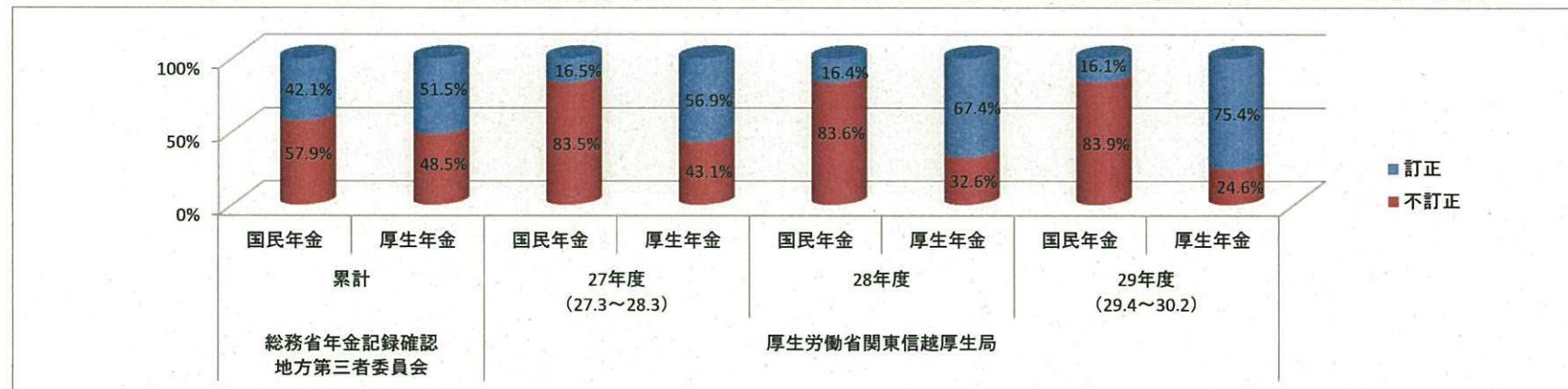
※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 管内の年金事務所が訂正請求書(確認申立書)を受理した件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

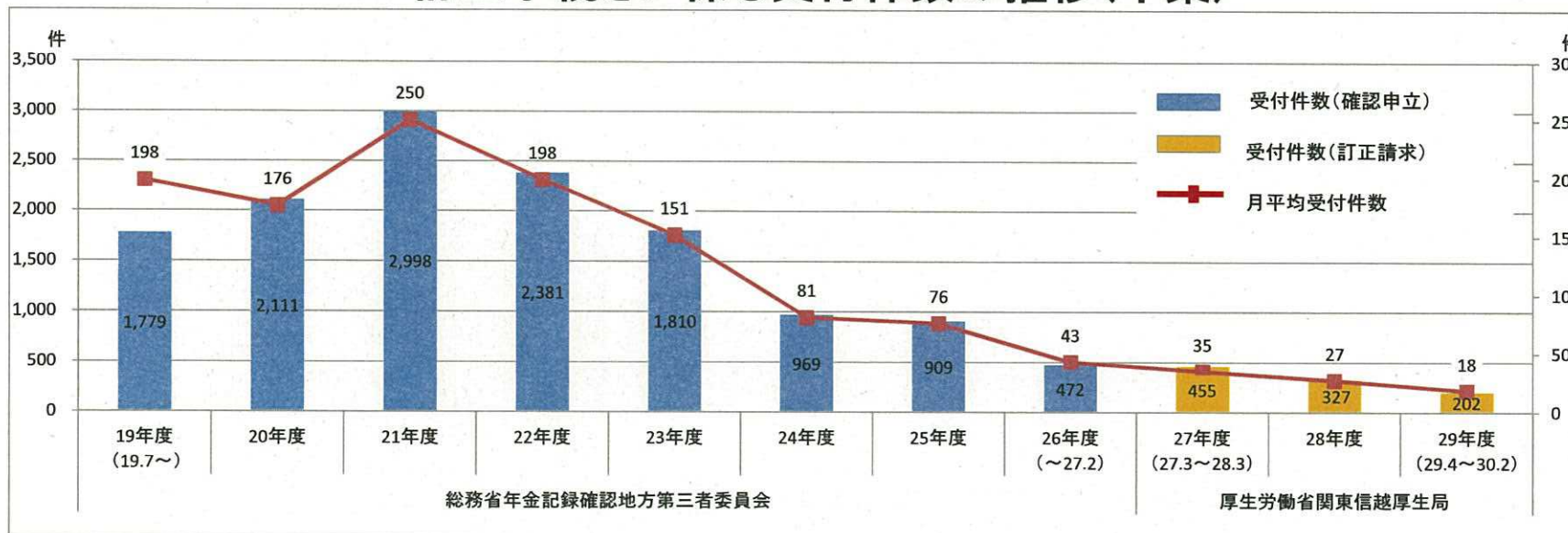


制度別の処理事案割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

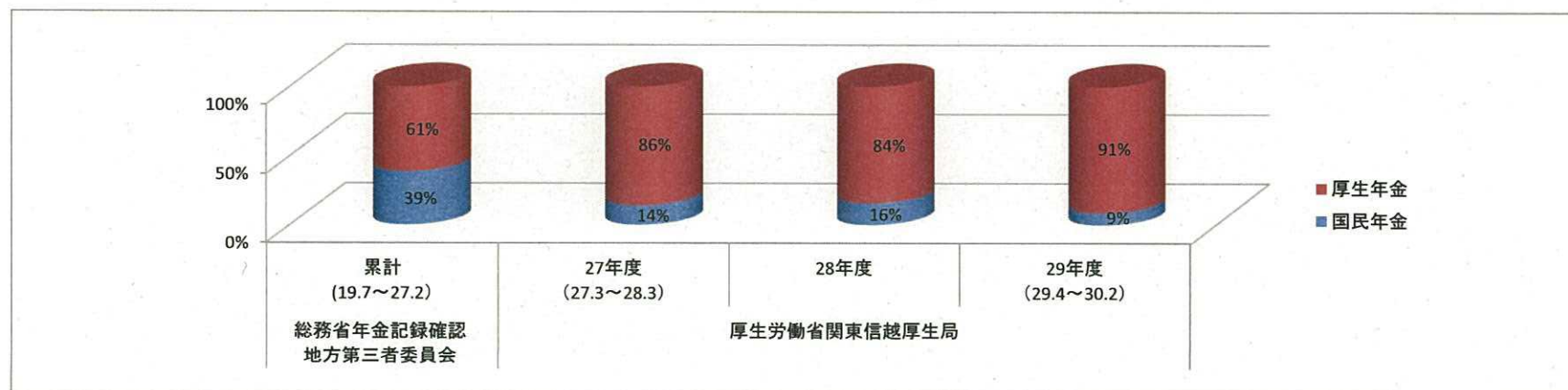


※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る受付件数の推移(千葉)



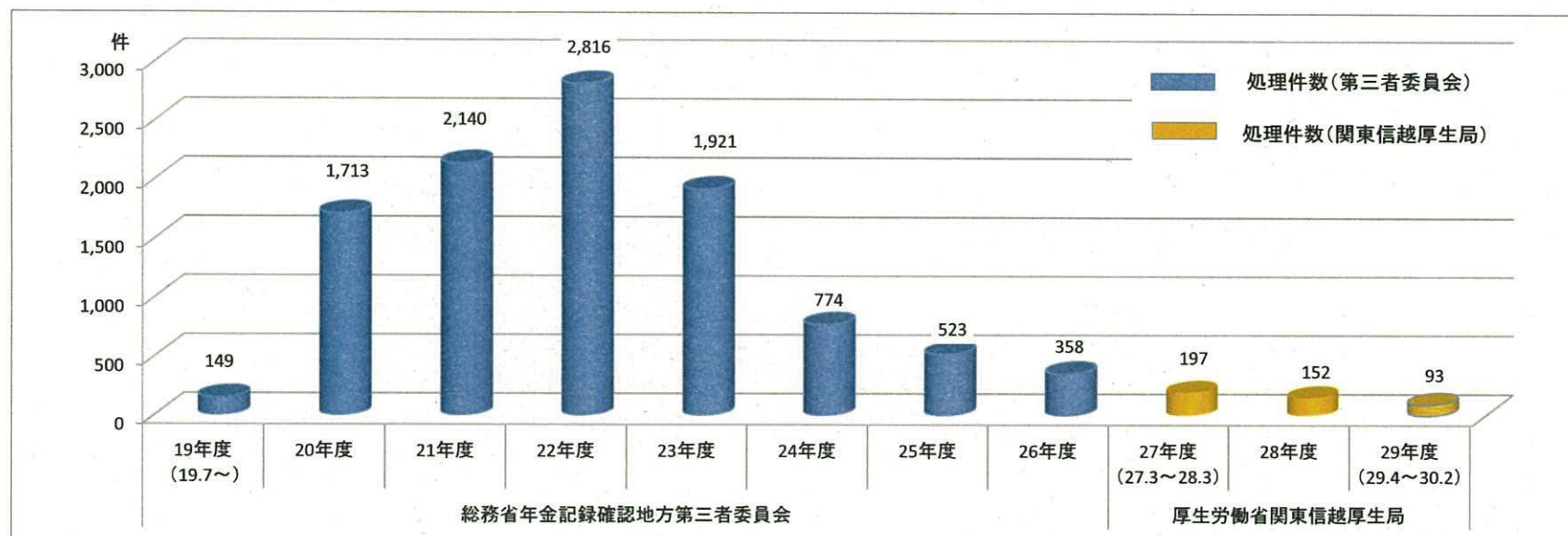
制度別の受付割合(千葉)



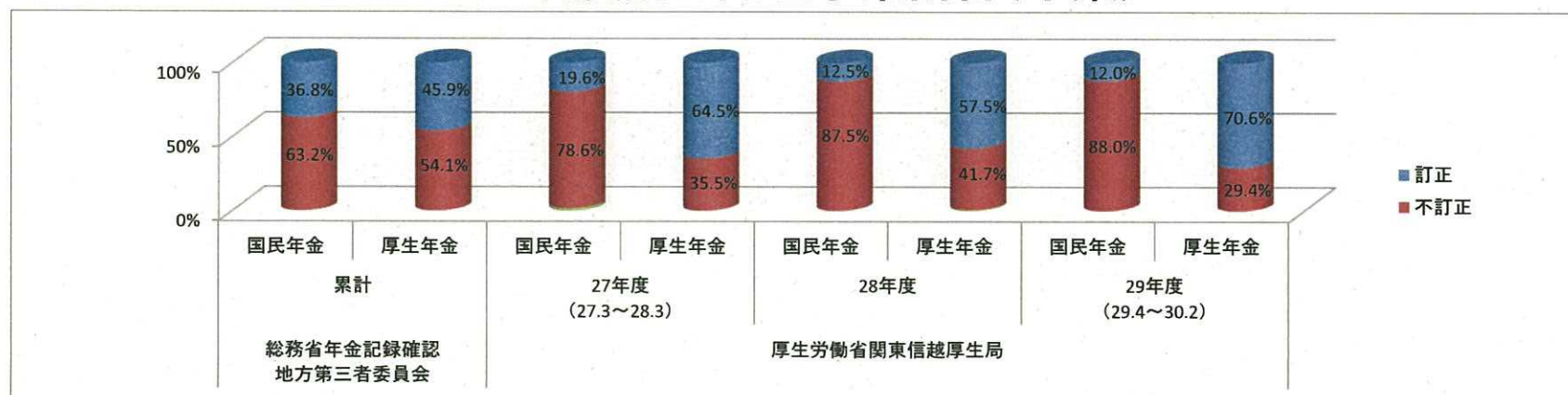
※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 管内の年金事務所が訂正請求書(確認申立書)を受理した件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(千葉)

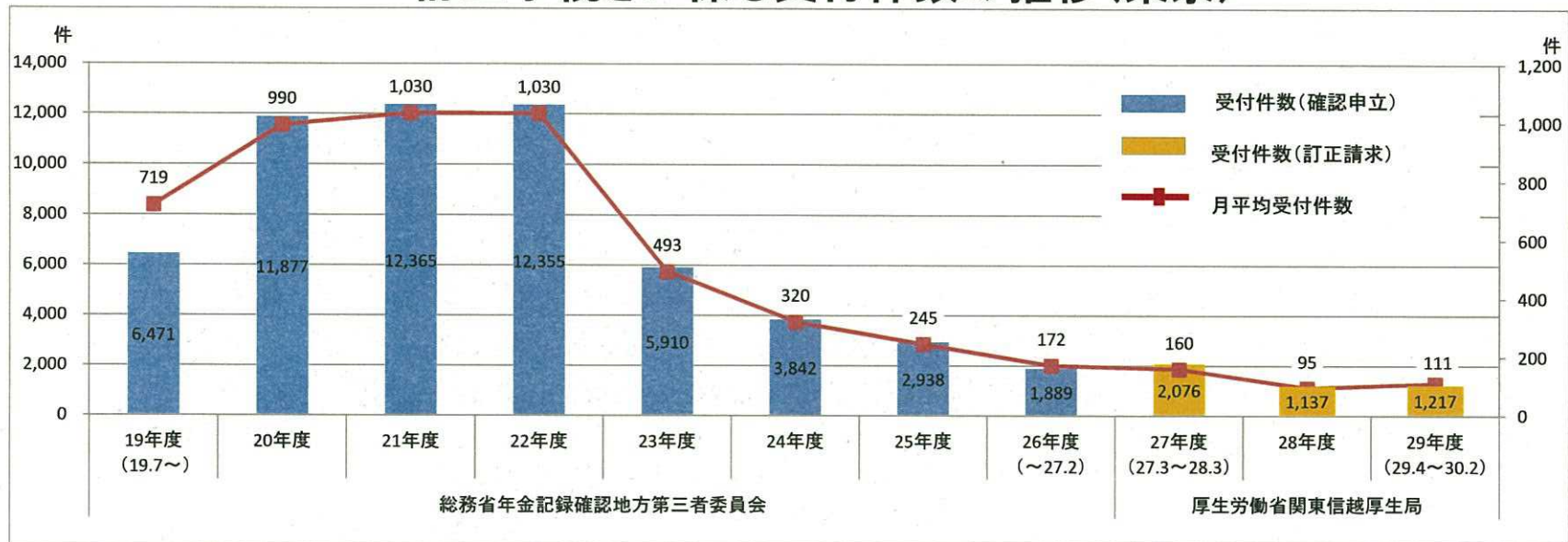


制度別の処理事案割合(千葉)

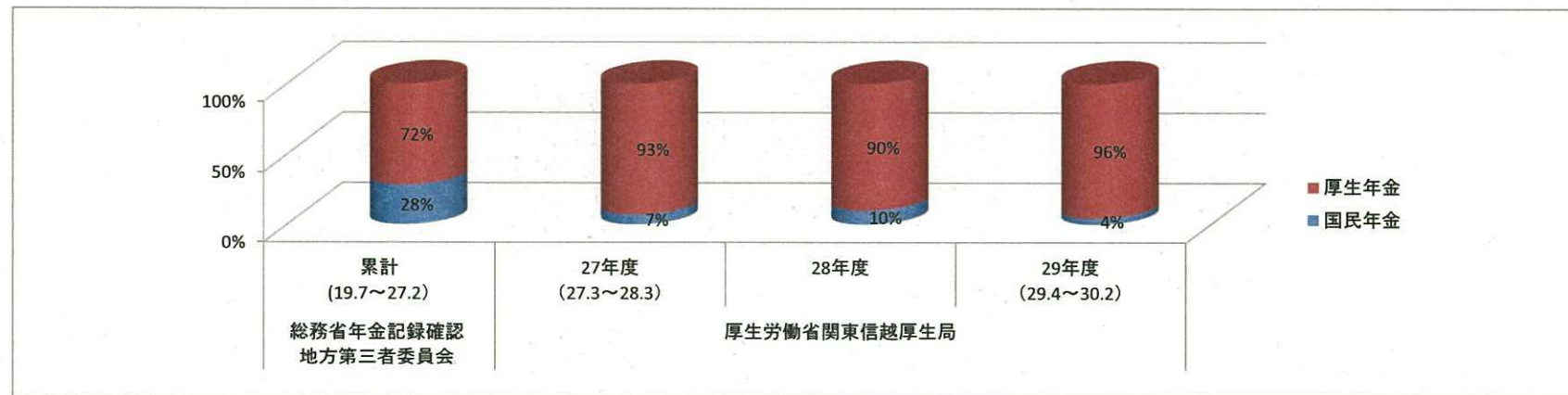


※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る受付件数の推移(東京)



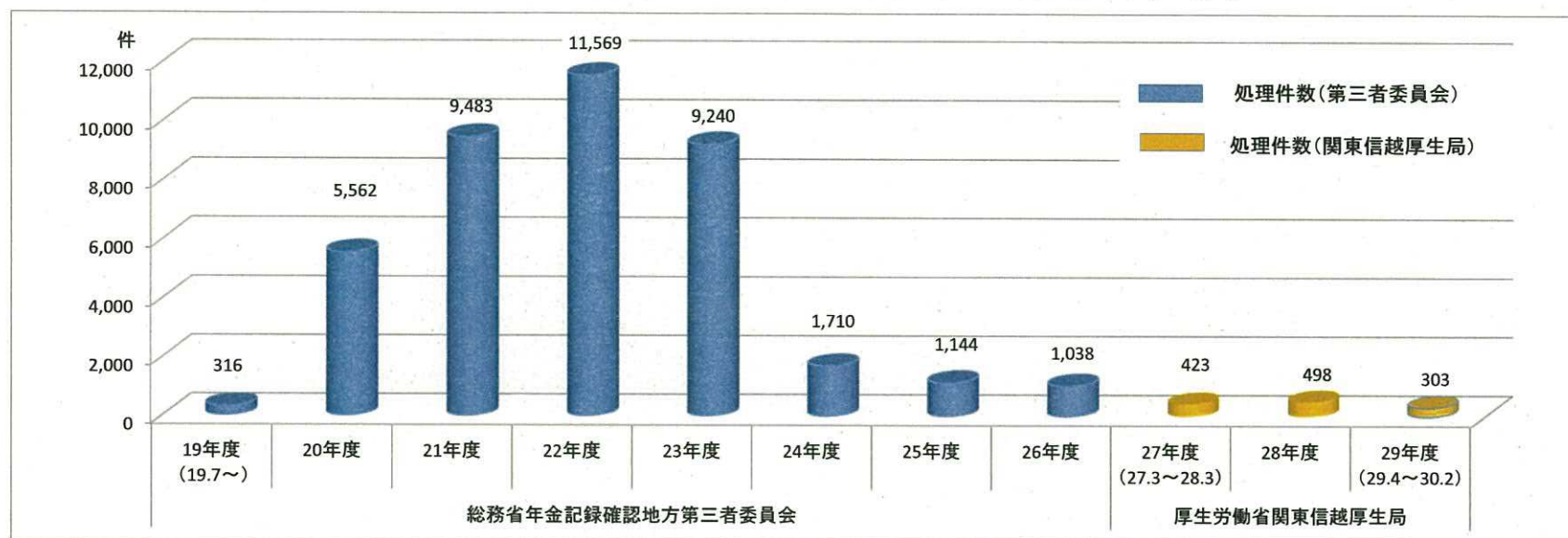
制度別の受付割合(東京)



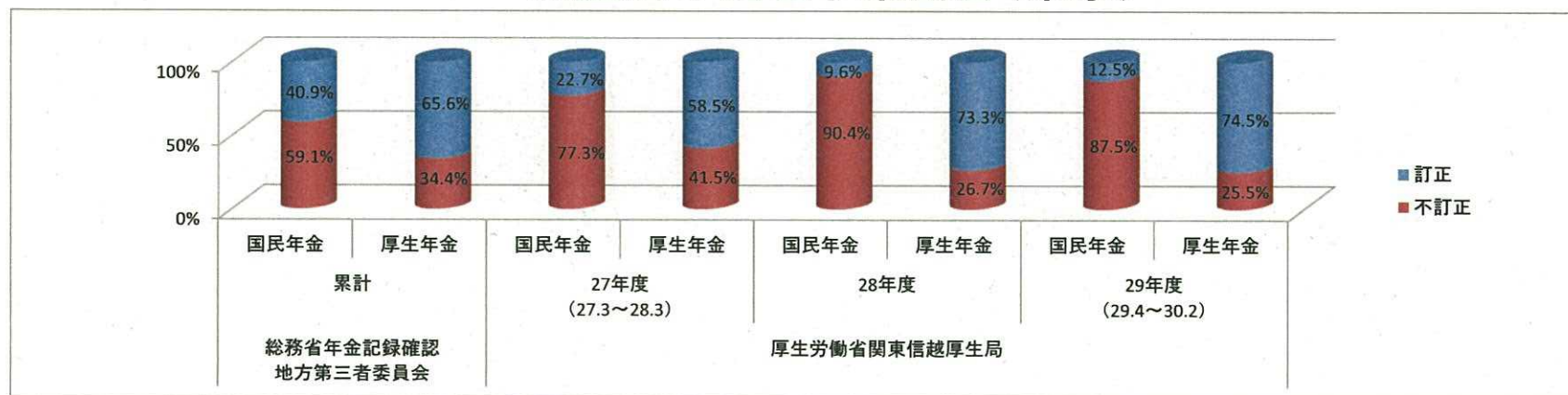
※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 管内の年金事務所が訂正請求書(確認申立書)を受理した件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(東京)

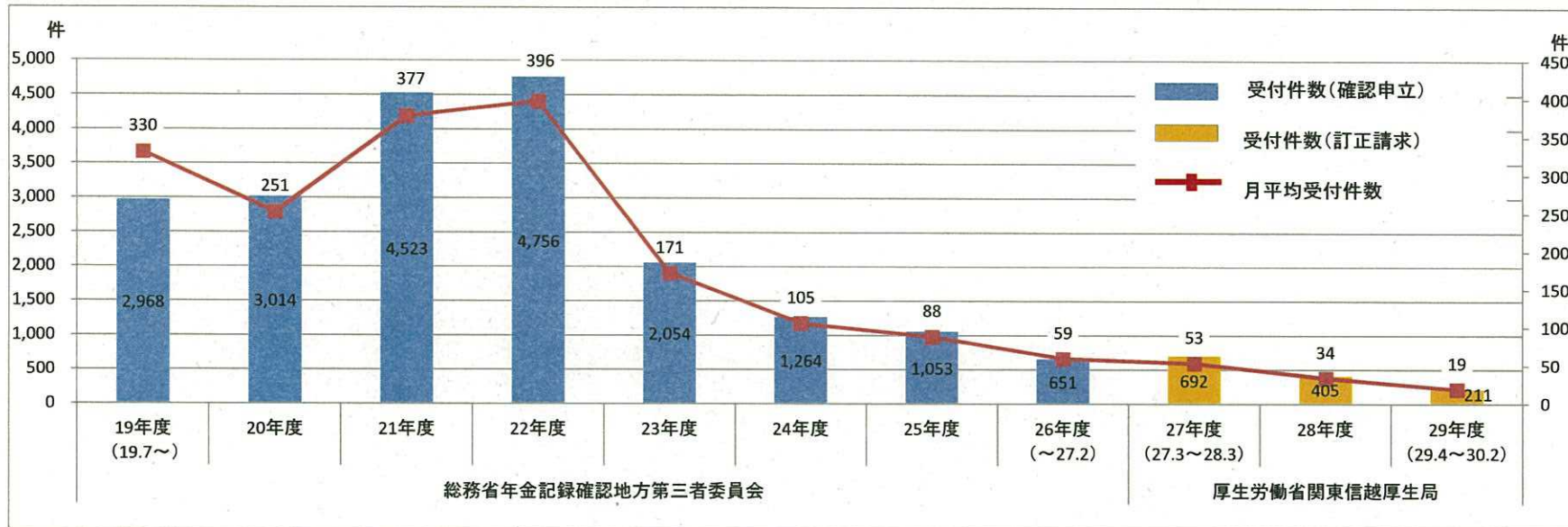


制度別の処理事案割合(東京)

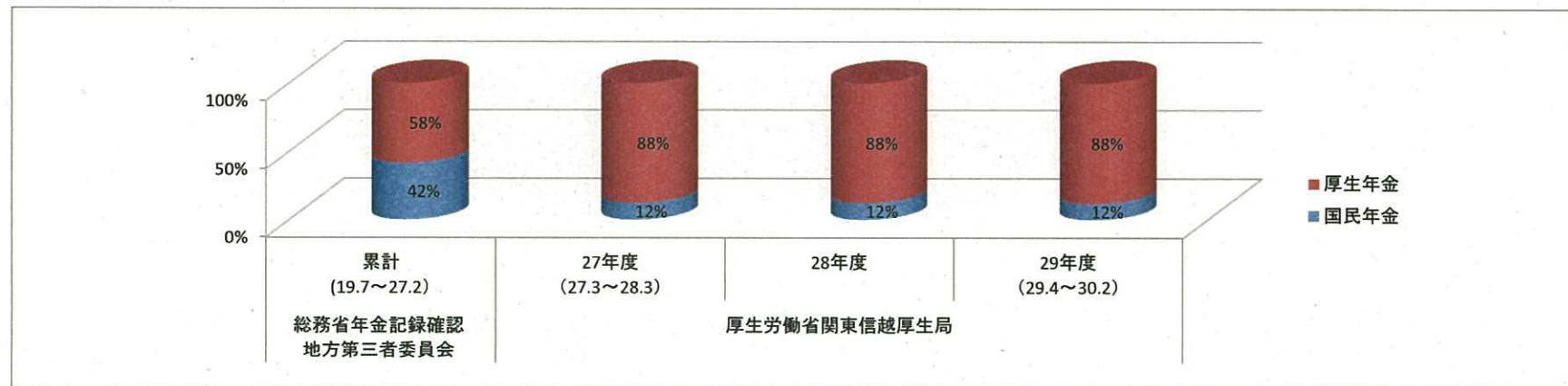


※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る受付件数の推移(神奈川)



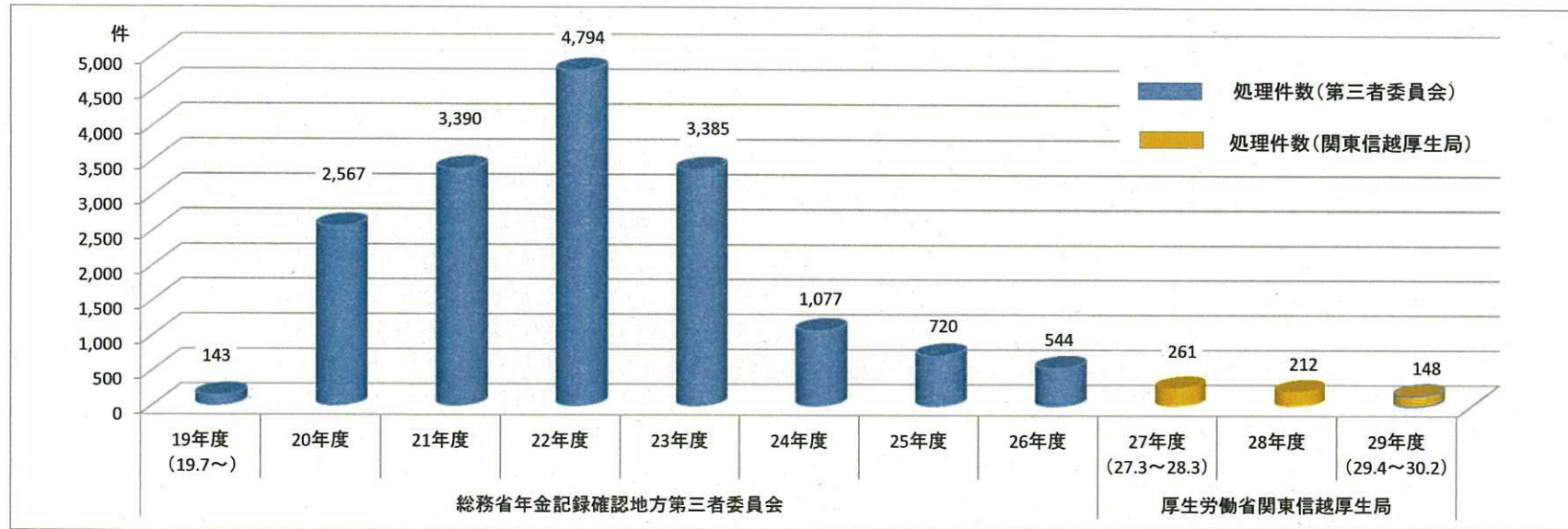
制度別の受付割合(神奈川)



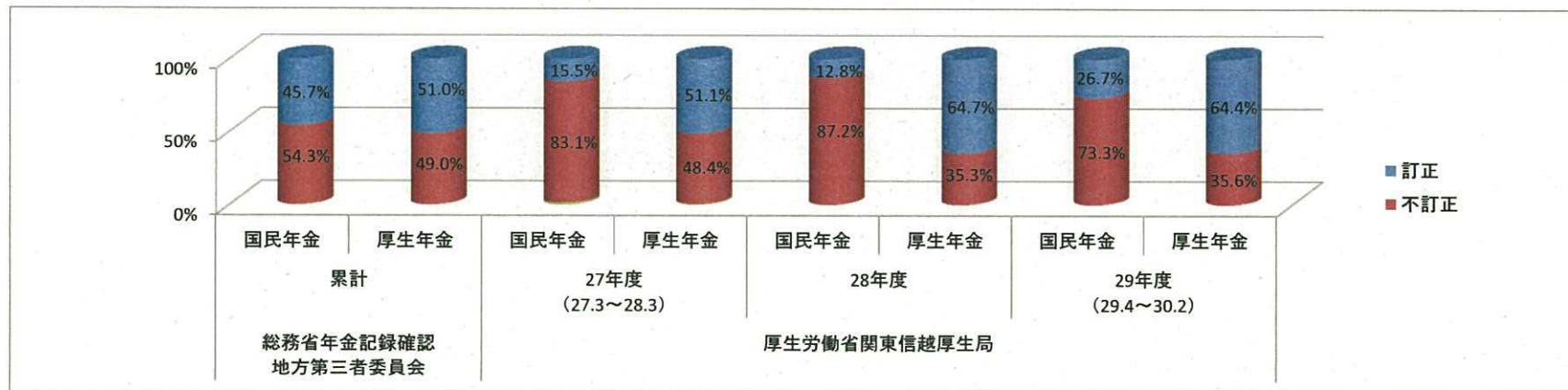
※1 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

※2 管内の年金事務所が訂正請求書(確認申立書)を受理した件数です。

訂正手続きに係る処理件数の推移(神奈川)

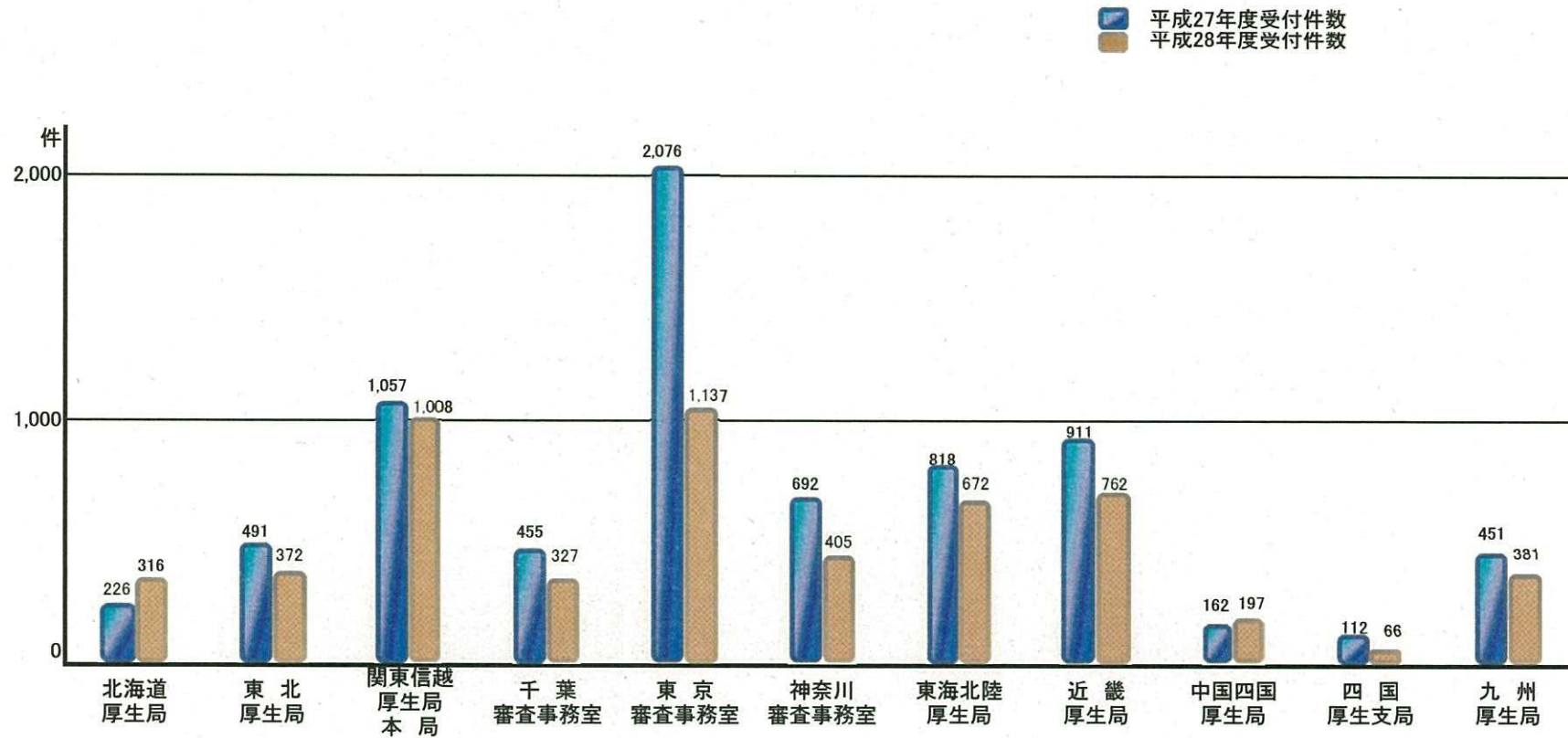


制度別の処理事案割合(神奈川)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

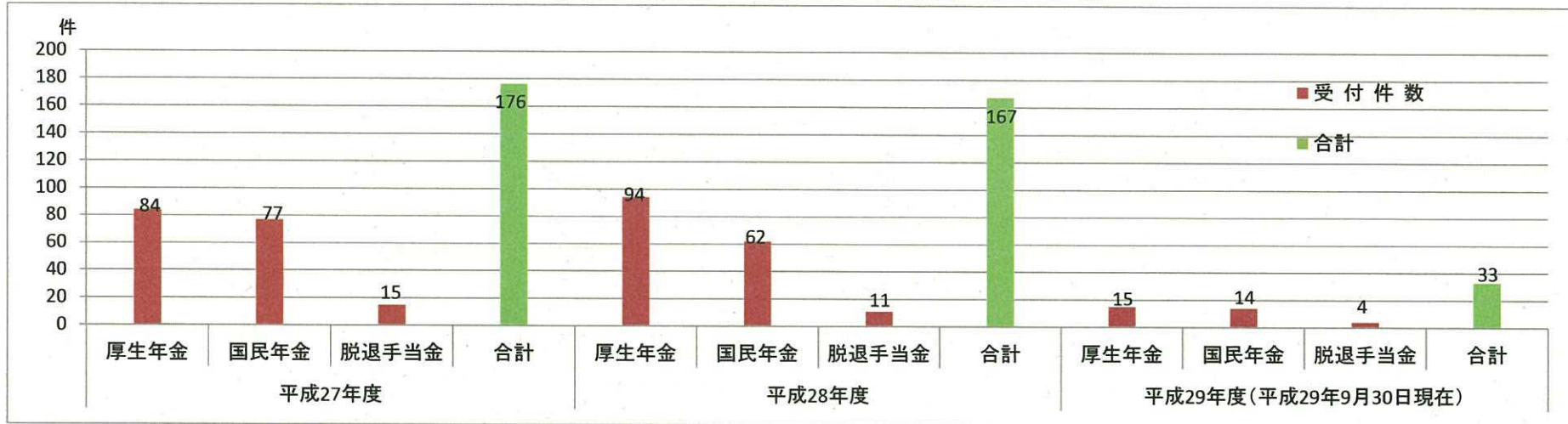
地方厚生(支)局別の受付件数



※1 速報値につき、受付件数については変動することがあります。

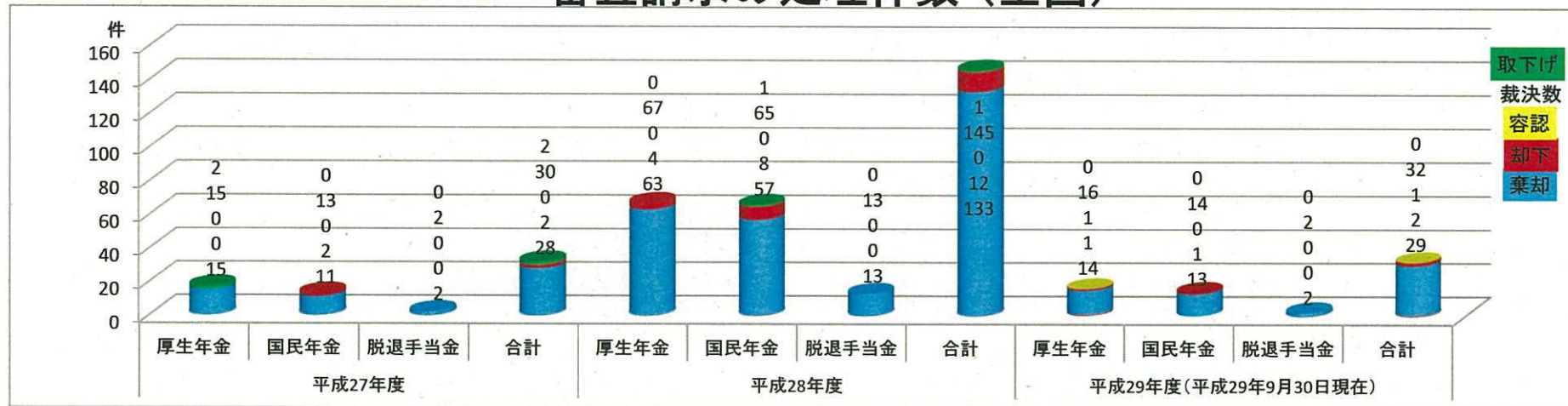
※2 数値は、厚生労働省HPより。

審査請求の受付件数（全国）



※ 第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

審査請求の処理件数（全国）



※ 第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

審査請求状況（全国）

（件）

		平成27年度				平成28年度				平成29年度（平成29年9月30日現在）			
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
受付件数		84	77	15	176	94	62	11	167	15	14	4	33
裁決件数	容認	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	14	13	2	29
	却下	0	2	0	2	4	8	0	12	1	1	0	2
取下げ		2	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0

※ 第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

訴訟状況（全国）

（1）提訴の状況

（件）

		平成27年度				平成28年度				平成29年度（平成29年9月30日現在）			
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
訴訟事件の件数		1	2	1	4	10	2	1	13	3	1	1	5

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
請求の趣旨	原処分の取消	12	4	2	18
	原処分・裁決の取消	1	1	1	3
	裁決の取消	1	0	0	1

（2）訴訟における審査請求の状況

（件）

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
審査請求あり		9	3	2	14
	裁決前の提訴	2	0	0	2
	裁決後の提訴	7	3	2	12
審査請求なし		5	2	1	8

（3）判決・係争の状況

（件）

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
確定した判決数		2	2	0	4
取り下げ件数		1	0	0	1
係争中		11	3	3	17

※ 第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

参考資料 2

年金記録の訂正に関する事業状況（平成28年度）

（第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料 抜粋）

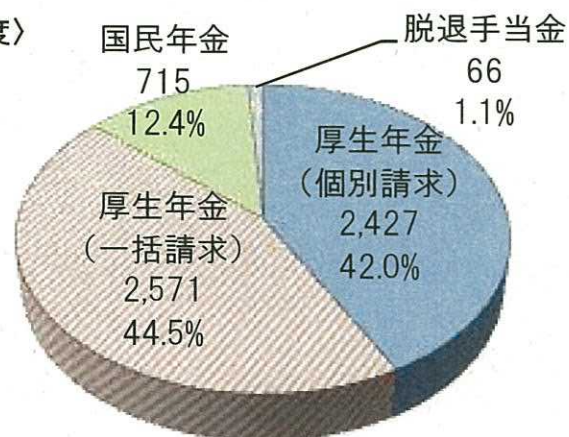
I 訂正請求の受付・処理状況

3 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

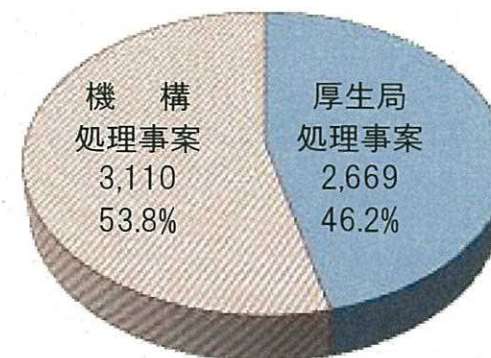
《制度別の処理事案件数》

〈平成27年度〉

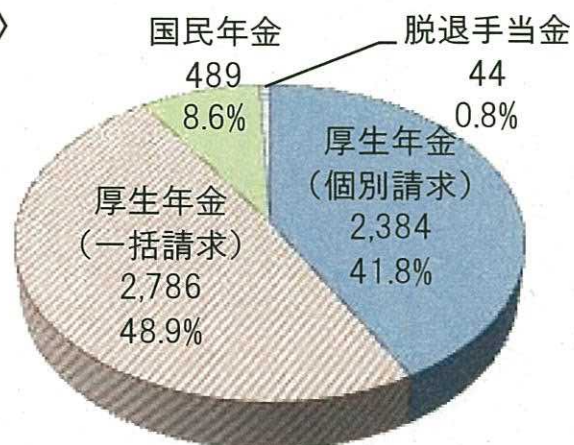


《処理事案別の件数》

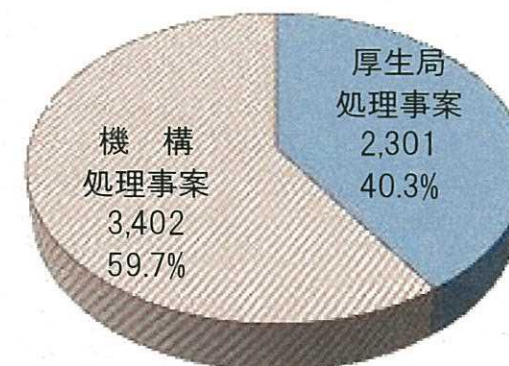
〈平成27年度〉



〈平成28年度〉



〈平成28年度〉



I 訂正請求の受付・処理状況

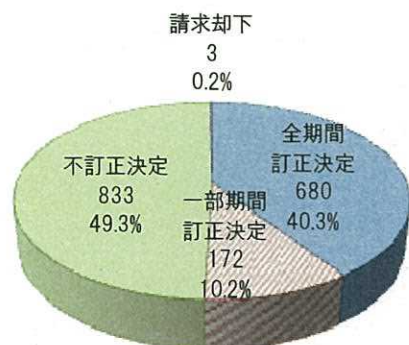
3 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

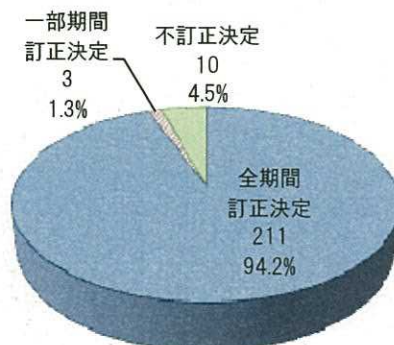
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成27年度〉

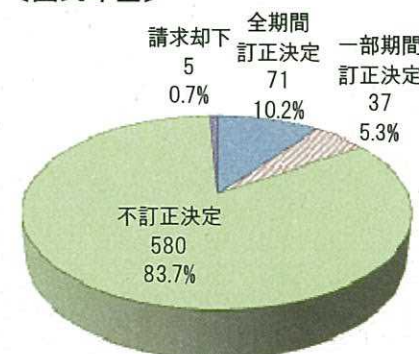
〔厚生年金(個別請求)〕



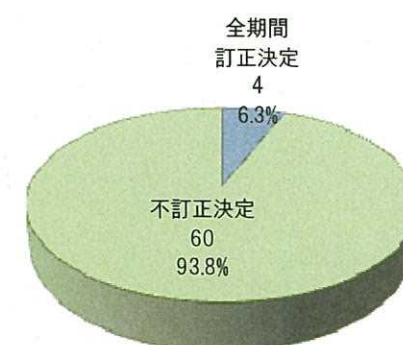
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

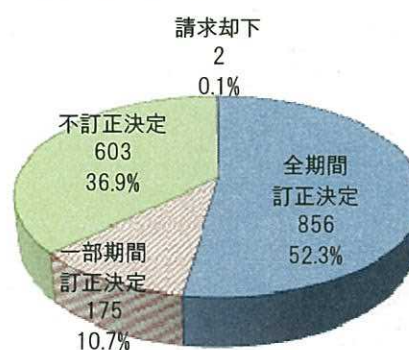


〔脱退手当金〕

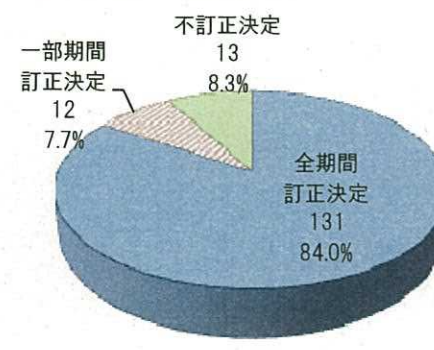


〈平成28年度〉

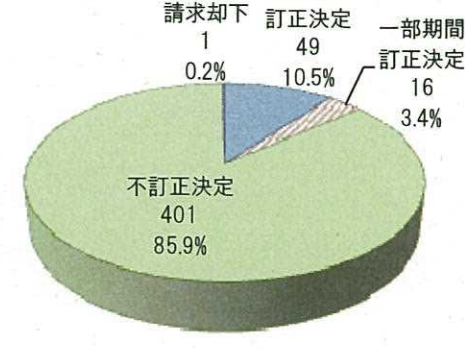
〔厚生年金(個別請求)〕



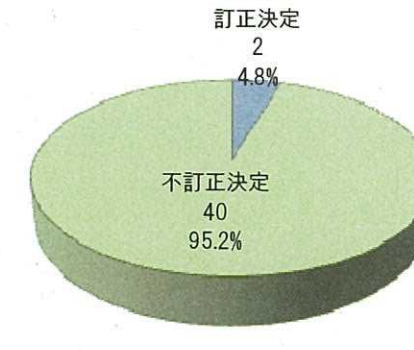
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



I 訂正請求の受付・処理状況

6 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成27年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	158.5 日	186.8 日	161.0 日	150.8 日	161.6 日	158.9 日	143 日	147.2 日
ア 機構受付処理期間	54.1 日	76.2 日	56.0 日	46.1 日	55.2 日	54.0 日	40 日	46.3 日
イ 厚生局処理期間	104.4 日	110.6 日	104.9 日	104.7 日	106.4 日	104.9 日	103 日	100.9 日
② 機構訂正処理期間	32.9 日	34.2 日	33.0 日	20.1 日	16.0 日	32.3 日	25 日	29.1 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、平成28年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)

2 「② 機構訂正処理期間」は、平成28年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成27年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	67.3 日	67.5 日	67.4 日	68.8 日	38.5 日	67.4 日	57.5 日

注 処理期間は、平成28年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
- ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
- イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
- ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

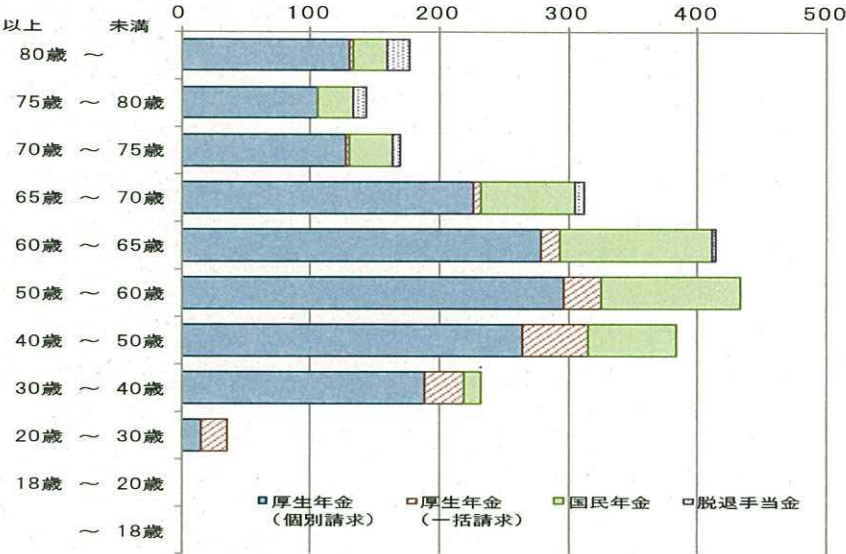
1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

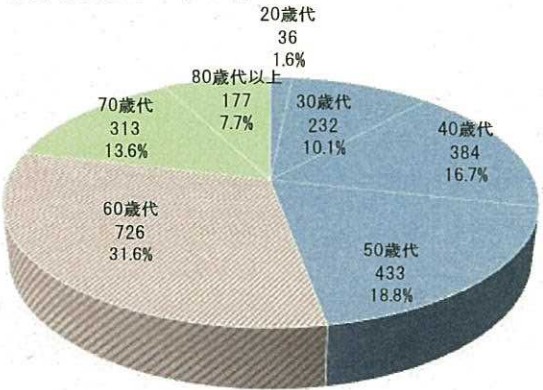
(件)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳 ～	131	3	134	26	17	177
75歳 ～ 80歳	106	0	106	27	10	143
70歳 ～ 75歳	128	3	131	33	6	170
65歳 ～ 70歳	226	6	232	73	7	312
60歳 ～ 65歳	279	14	293	119	2	414
50歳 ～ 60歳	297	28	325	108	0	433
40歳 ～ 50歳	264	52	316	68	0	384
30歳 ～ 40歳	189	30	219	13	0	232
20歳 ～ 30歳	16	20	36	0	0	36
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0	0	0
合 計	1,636	156	1,792	467	42	2,301

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。
 2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

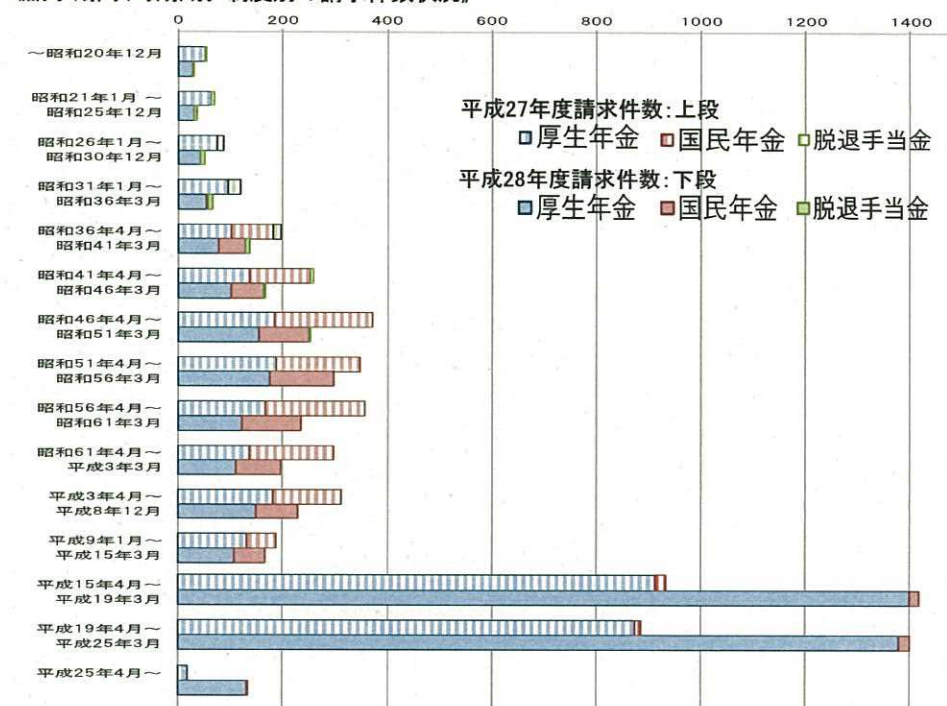
(2) 請求期間(時期)別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以降	以前			
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月 ～ 昭和20年12月	25	0	3	28
昭和21年1月 ～ 昭和25年12月	28	0	7	35
昭和26年1月 ～ 昭和30年12月	42	0	9	51
昭和31年1月 ～ 昭和36年3月	54	1	10	65
昭和36年4月 ～ 昭和41年3月	77	49	9	135
昭和41年4月 ～ 昭和46年3月	102	60	5	167
昭和46年4月 ～ 昭和51年3月	153	98	1	252
昭和51年4月 ～ 昭和56年3月	175	123	0	298
昭和56年4月 ～ 昭和61年3月	121	115	0	236
昭和61年4月 ～ 平成3年3月	109	88	0	197
平成3年4月 ～ 平成8年12月	149	79	0	228
平成9年1月 ～ 平成15年3月	107	58	0	165
平成15年4月 ～ 平成19年3月	1,398	19	0	1,417
平成19年4月 ～ 平成25年3月	1,378	20	0	1,398
平成25年4月 ～	129	2	0	131
不 明	3	0	0	3
合 計	4,050	712	44	4,806

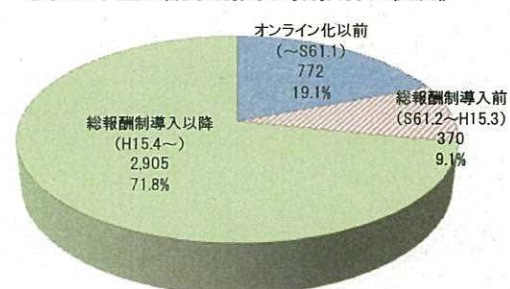
注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

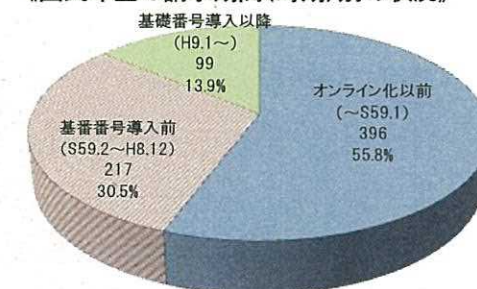
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	2,345 (99.5%)	関連資料及び周辺事情がない	249 (80.6%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	1,758 (74.6%)	代表取締役・事業主陳述・回答	184 (59.5%)	2,356
	雇用保険記録(本人)	1,176 (49.9%)	その他の陳述・回答	72 (23.3%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	1,101 (46.7%)	健保組合記録(本人)	57 (18.4%)	309
	給与明細書(本人)	1,021 (43.3%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	56 (18.1%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	243 (79.9%)	関連資料及び周辺事情がない	594 (87.9%)	訂正決定
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	233 (76.6%)	代表取締役・事業主陳述・回答	467 (69.1%)	304
	雇用保険記録(本人)	190 (62.5%)	雇用保険記録(本人)	338 (50.0%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	180 (59.2%)	上司、従業員陳述・回答	299 (44.2%)	676
	商業登記簿謄本等	138 (45.4%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	287 (42.5%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	235 (98.3%)	関連資料及び周辺事情がない	140 (74.1%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	161 (67.4%)	代表取締役・事業主陳述・回答	105 (55.6%)	239
	商業登記簿謄本等	139 (58.2%)	その他の記録	68 (36.0%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	120 (50.2%)	給与明細書(本人)	49 (25.9%)	189
	代表取締役・事業主陳述・回答	83 (34.7%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	49 (25.9%)	

注1 平成28年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	69 (88.5%)	別番号の払出なし	390 (59.6%)	訂正決定 78
	請求期間以外に未納なし	39 (50.0%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	267 (40.8%)	
	請求期間の前後の期間は納付済	32 (41.0%)	主張の矛盾・事実との相違	238 (36.4%)	不訂正決定 654
	請求期間と同時期に配偶者・同居親族が納付済	23 (29.5%)	請求者が納付等に非関与	198 (30.3%)	
	請求期間の数が少数	23 (29.5%)	請求期間の全部又は一部が時効により納付できない	197 (30.1%)	
⑥ 免除期間	請求期間と同時期に配偶者・同居親族が免除	2 (66.7%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	26 (54.2%)	訂正決定 3
	確定申告書(控)等の税務関係資料	1 (33.3%)	別番号の払出なし	24 (50.0%)	
	請求期間以外に未納なし	1 (33.3%)	請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等	20 (41.7%)	不訂正決定 48
	切替手続等が適正(加入・喪失手続)	1 (33.3%)	承認の記憶があいまい	17 (35.4%)	
	請求期間の前後の期間は免除	1 (33.3%)	主張の矛盾・事実との相違	16 (33.3%)	

ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑧ 全期間訂正	支給日前に未支給記録あり(同一番号)	2 (100.0%)	支給額に計算誤りなし	30 (73.2%)	訂正決定 2
	当時の同僚の記録(大部分に支給記録なし)	1 (50.0%)	名簿等に「脱」表示あり	22 (53.7%)	
	代理請求がうかがえない事情	1 (50.0%)	資格喪失後6か月以内の支給	21 (51.2%)	不訂正決定 41
	支給後まもなく被用者年金加入	1 (50.0%)	請求期間と請求期間後の記号番号が別	10 (24.4%)	
	その他本人請求が考え難い事情	1 (50.0%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	9 (22.0%)	

注1 平成28年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成28年度)

訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	
厚生年金	3,598	(99.3%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	1	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	8	(0.2%)	<0.2%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	3	(0.1%)	<0.1%>
④ 資格喪失日が不明である事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	3,443	(95.1%)	<95.7%>
⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	14	(0.4%)	<0.4%>
⑦ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	128	(3.5%)	<3.6%>
国民年金	22	(0.6%)	<100.0%>
⑧ 関連資料がある事案	2	(0.06%)	<9.1%>
⑨ 関連資料がない事案	20	(0.6%)	<90.9%>
脱退手当金(⑩)	2	(0.1%)	
合 計	3,622	(100.0%)	

注1 平成28年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	41	52	182	83	176	97	73	153	36	20	74	987
審議件数	83	126	352	154	522	214	308	331	114	44	155	2,403
厚生年金	63	89	281	115	407	168	247	226	86	38	111	1,831
国民年金	18	35	70	34	106	40	55	95	26	6	41	526
脱退手当金	2	2	1	5	9	6	6	10	2	0	3	46

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	1	1	13	1	11	2	0	29	0	0	4	62
厚生年金	1	0	4	0	5	0	0	7	0	0	3	20
国民年金	0	1	9	1	6	1	0	19	0	0	1	38
脱退手当金	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省に対し年金記録の訂正請求をすることができます。

訂正請求の手続に手数料はかかりません。

訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。

請求後の流れ

請求を受けた厚生労働省（地方厚生(支)局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。

請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

▶ このパンフレットの内容

1 訂正請求ができる方……………	P 2	【参考】年金記録を確認する方法 ……	P 3
2 訂正請求の対象となる期間……………	P 2	5 訂正請求の留意点……………	P 4
3 訂正請求の対象となる例……………	P 2	6 訂正手続の流れ……………	P 4
4 訂正請求の手続は、年金事務所へ……………	P 3	7 訂正手続に関するQ&A ……	P 6

※平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されています。ご自身の年金記録を確認することで年金を受け取れる場合がありますので、該当する方はご注意ください。

1 訂正請求ができる方

- ◆訂正請求は年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。
- ◆ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※が行うことができます。

※ 遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。

2 訂正請求の対象となる期間

- ◆国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。

※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。

※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

3 訂正請求の対象となる例

- ◆年金記録の訂正手続きができるのは、例えば以下のような場合です。

- ・A社で働いた期間、就職日より後に厚生年金保険に加入した記録になっている。
- ・B社で働いた期間、退職日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録になっている。
- ・C社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
- ・D社から支払われた賞与のうち、〇年〇月〇日支払い分の記録がない。
- ・〇年〇月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。

- ◆訂正請求に期限はありません。年金記録が事実と異なると思われる方は、過去のいつの記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

※年金記録が事実と異なると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

次のページの方法で、ご自身の年金記録を確認してください。

4 訂正請求の手続は、お近くの年金事務所へ

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

(1) 請求に必要な書類

① 年金記録訂正請求書 ② 同意書 ③ 請求の概要

※ 請求書類及び書類の記載方法についてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
請求書類は日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>)

日本年金機構 記録訂正

検索

(2) 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

- | | | |
|--------------|--------|-----------------------|
| ・年金手帳 | ・給与明細書 | ・勤務先の辞令／当時の履歴書 |
| ・国民年金手帳 | ・家計簿 | ・厚生年金基金加入員証 |
| ・厚生年金保険被保険者証 | ・源泉徴収票 | ・事業主や同僚の方の証言（書） |
| ・確定申告書（控） | ・預貯金通帳 | ・勤務実態を示す当時の写真 など |

→ 次のページの「5 訂正請求の留意点」もご参照ください。

◆ 訂正請求の手続に手数料はかかりません。

◆ 年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。
(<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

日本年金機構 相談

検索

【参考】年金記録を確認する方法

◆ねんきん定期便

毎年ご本人の誕生月に、直近1年の年金加入記録や保険料の納付状況などを記載した「ねんきん定期便」を郵送しています。

※35歳、45歳、59歳の方には、これまでの全期間の年金加入記録などをお知らせしています。

※お手元がない場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。
(電話番号、受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。)

※ねんきん定期便の見方など、詳しくはこちらをご覧ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20150331-05.html>)

ねんきん定期便 お届け

検索

◆ねんきんネット

日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」で、24時間いつでも、年金加入記録などをご確認いただけます。

※登録方法など、詳しくはこちらをご覧ください。

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんネット

検索



スマホでアクセス

◆年金事務所・街角の年金相談センターで相談

ご自身の年金手帳などをお持ちの上、お近くの年金事務所等にご相談ください。

※「ねんきんダイヤル」で相談の予約も受け付けております。

(電話番号、受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。)

5 訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料や周辺事情に基づき、総合的に判断します。

訂正請求にあたっては、訂正を求める期間当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等ができる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

関連資料の例	預貯金通帳、源泉徴収票、勤め先の辞令、賃金台帳、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録 など
周辺事情の例	事業主・職場の同僚の証言、ご本人・配偶者の保険料納付状況、納付方法 など
証言等ができる方の例	訂正を求める期間当時の勤務状況、給与や賞与からの厚生年金保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方 など

※調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、給与・賞与からの保険料控除）などについて、記録訂正につながる関連資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

6 訂正手続の流れ

※次のページの図（年金記録の訂正手続の流れ）をご参照ください。

①

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金事務所に訂正請求書を提出します。

②

年金事務所で記録の確認調査を行い、直ちに記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

③

年金事務所で直ちに記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。

④⑤

地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集・調査を行います。
※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があります。

⑥⑦

地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による会議）において、国民の皆さまの立場に立って審議します。

⑧

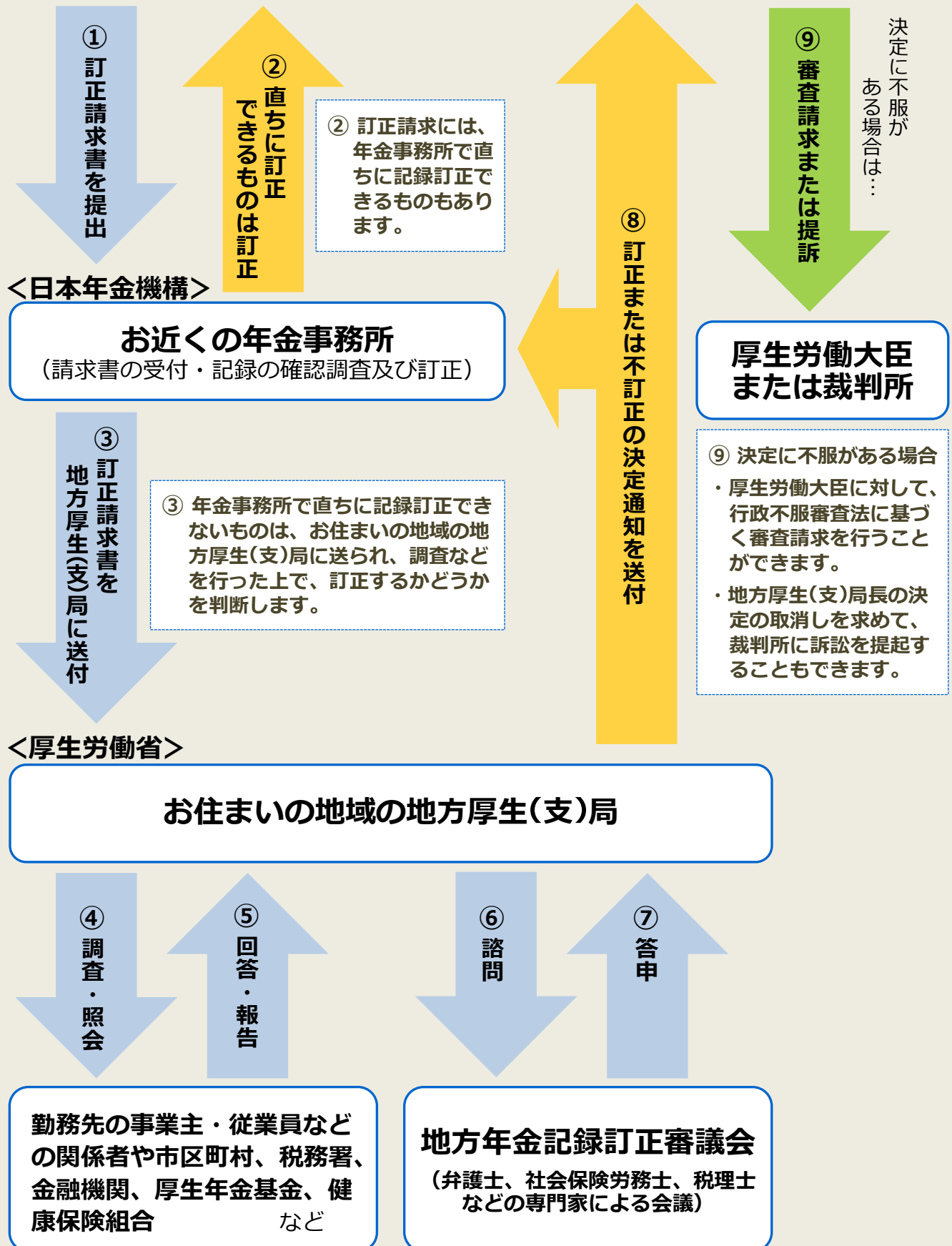
地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。

⑨

決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



7 訂正手続に関するQ & A

Q1: 年金事務所で直ちに記録訂正できるのは、どのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、審議を経ることなく、年金事務所で直ちに記録訂正できます。

- ◆ 賞与から厚生年金保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
 - ◆ 過去に転勤したとき、厚生年金保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1か月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
 - ◆ 勤務実態と厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。
- ※ 給与明細書に不備（事業所名や支給年月の記載が無いなど）がある場合は、年金事務所では訂正できないことがあります。
- ※ 年金事務所での調査や確認には、1か月程度かかります。

Q2: 地方厚生(支)局ではどのような調査を行いますか？

A : 地方厚生(支)局は、請求内容について以下のような調査を行います。

◆ 資料の収集

市区町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く請求内容に係る関連資料及び周辺事情を収集します。

◆ 請求者等からの聴取

請求者ご本人や配偶者もしくは親族、事業主や請求者の同僚等の関係者から請求内容に関する保険料の納付や控除の状況、生活状況、勤務状況等について、聴取します。

Q3: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q4: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q3 参照）での審議結果に基づいて訂正または不訂正の決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。こうした仕組みにより、公平・公正かつ客観的な判断となるようにしています。

Q5: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5か月程度かかります。

Q6: 年金記録の訂正が決定された後はどうなりますか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に基づき、日本年金機構で年金記録の訂正を行い、将来受け取る年金額に反映されます。

既に年金を受け取っている方の場合、訂正後の記録に基づいて年金額を変更し、さかのぼってお支払いします。ただし、年金記録が訂正されても、年金額に変動がない場合もあります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、地方厚生(支)局での訂正決定後、日本年金機構において数か月程度の処理期間が必要となります。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

検索

Q8: 年金記録の訂正手続の実施機関が総務省（第三者委員会）から厚生労働省（地方厚生(支)局）になって何が変わりましたか？

A : 総務省（第三者委員会）は、年金記録問題に対処するため、平成19年6月、臨時に設けられた組織で、主に古い記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていました。しかし、比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月に法律を改正し、厚生労働省に新たに年金記録の訂正手続を設け、平成27年3月から手続ができるようになりました。

これにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や裁判所に訴訟提起をすることが可能になりました。

なお、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、基本的に同じです。

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

地方年金記録訂正審議会

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076359.html>

◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正

検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>

一般的な年金相談に関するお問い合わせ・来訪相談のご予約

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8：30～午後7：00
火～金曜日 午前8：30～午後5：15
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」「ねんきん特別便」 及び「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後7：00
第2土曜日 午前9：00～午後5：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※FAXでの年金相談については、こちらをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/guidance/fax.html>

FAX 年金相談

検索